

上野原市再犯防止推進計画

令和7年3月

第1章 策定の基本的な考え方

1 趣旨

平成 28 年(2016 年)12 月、「再犯の防止等の推進に関する法律」(平成 28 年法律第 104 号。以下「再犯防止推進法」といいます。)が施行されました。

「再犯防止推進法」では、再犯の防止等に関する施策を実施する責務は、国だけでなく、地方公共団体にもあることが明記されるとともに、都道府県及び市町村は、国の再犯防止推進計画を勘案し、地方再犯防止計画を策定するよう努めなければならないとされました。

近年、全国における刑法犯認知件数は年々減少している一方で、検挙者に占める再犯者の割合は増加傾向にあります。

犯罪をした人の中には、高齢者や障害者等の福祉的な支援が必要な人、安定した仕事や住居がない人、薬物やアルコール等への依存のある人など、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えている人がいます。その中には、社会に復帰することができず再び犯罪をしてしまう人もいます。再犯を防止するためには、刑事司法手続の中だけでなく、刑事司法を離れた後も、継続的にその社会復帰を支援することが必要だと考えられます。

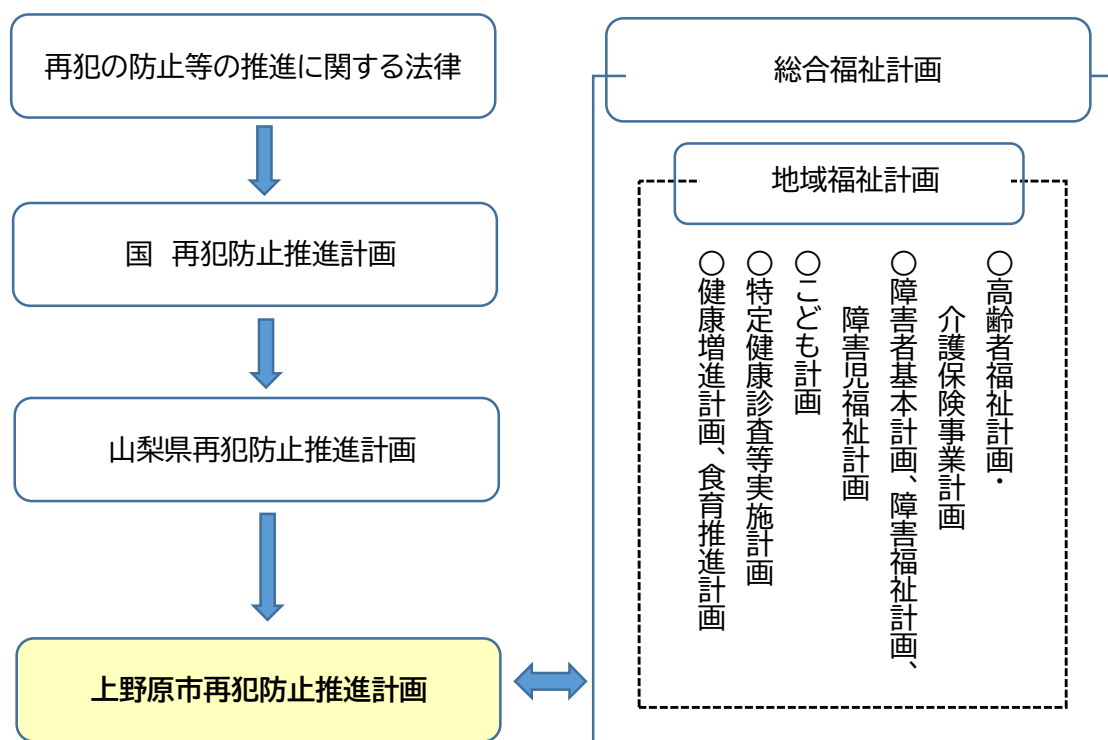
本市は、「第 2 次地域福祉計画」に基づき、地域福祉の一層の推進を図り、安全・安心のまちづくりを推進していくため、基本理念を「地域で助け合う安全・安心のまち うえのはら」とし、行政、地域住民、民生委員・児童委員などの関係団体が協働して地域福祉を推進してきました。

今後、さらに、安全・安心のまちづくりを推進していくためには、犯罪を未然に防ぐだけでなく、再犯防止対策を推進することが不可欠です。

再犯防止施策は、就労、住居、保健医療、福祉等多岐にわたる施策による支援が必要となることから「上野原市再犯防止推進計画」を策定します。

2 位置づけ

本計画は、再犯防止推進法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画と位置づけ、国の再犯防止推進計画や山梨県の再犯防止推進計画を勘案して策定します。



3 方針の見直し

罪を犯した者等に対する市の支援や取組の方針を示すものとして策定し、再犯の防止等の推進に関する法律や国、山梨県の計画等の改定状況などを踏まえ、必要に応じて随時改正できることとします。

4 計画期間

本計画の期間は、上野原市第2次地域福祉計画と連携し推進していくため、令和7年度から令和8年度までの2年間とし、令和8年度に改定を予定している上野原市第3次地域福祉計画に一体的な計画として、取り組んでいきます。

第2章 再犯防止をとりまく状況

1 国における再犯防止の取り組み

国においては、平成 19 年(2007 年)版犯罪白書において、国民が安全・安心に暮らすことができる社会の実現の観点から、再犯防止施策を推進する必要性と重要性を指摘しました。

その中で、再犯防止対策の必要性・重要性が認識されるようになったことを受け、平成 24 年(2012 年)7 月には、犯罪対策閣僚会議において、我が国の刑事政策に初めて数値目標を盛り込んだ「再犯防止に向けた総合対策」を決定しました。

さらに、平成 28 年(2016 年)12 月、再犯の防止等に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、再犯の防止等に関する施策を総合的かつ計画的に推進していく基本事項を示した「再犯防止推進法」が施行され、平成 29 年(2017 年)12 月、これを受けて、国民が犯罪による被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図るため、平成 30 年度(2018 年度)から令和 4 年度(2022 年度)までの 5 年間で国が取り組む再犯防止に関する施策を盛り込んだ「再犯防止推進計画」(以下「推進計画」という。)を初めて策定しました。

この推進計画に基づき、地方公共団体や民間協力者の理解・協力も得て、各種施策に取り組み一定の成果も上がっており、第2次再犯防止推進計画を策定しました。

2 山梨県における再犯防止の取り組み

山梨県においては、罪を犯した者が立ち直り、地域社会の一員として、ともに生き、支えあう社会づくりを推進し、県民が犯罪被害を受けることを防止し、安全で安心して暮らせる社会の実現に寄与するため、再犯の防止に関し、国、市町村、民間団体その他の関係者と連携し、それぞれの適切な役割分担により、地域の実情に応じた施策を総合的に推進するため、令和 2 年(2020 年)3 月に「山梨県再犯防止推進計画」を策定しています。

第3章 基本方針

1 再犯防止に関する広報・啓発活動の充実と関係団体との連携

再犯を防止していくためには、犯罪をした者等を社会で再び受け入れられるようにしていくことが重要です。そのためには、更生に関する正しい知識を持てるような広報・啓発活動や関係機関との連携が必要となります。

このようなことから、広報・啓発活動の充実、関係機関との連携を通じて、再犯防止を推進していきます。

① 広報・啓発活動の充実

- 上野原保護区保護司会、上野原地区更生保護女性会等と協力して、犯罪や非行防止、更生等についての正しい理解の普及を行い、その活動を支援します。
- 広報やホームページ等を通じて、毎年7月の“社会を明るくする運動”強化月間、再犯防止啓発月間を中心に犯罪や非行防止、更生等に関する情報発信を行い、安全で安心な地域社会を築きます。
- 青少年への非行・薬物乱用防止に関する意識の高揚及び正しい知識の普及、啓発を行います。
- 専門機関で行う相談事業や上野原地区更生保護サポートセンターの活動に関する周知を行います。

② 関係機関との連携

- 上野原保護区保護司会や上野原地区更生保護女性会、甲府保護観察所等の関係機関との連携を強化します。
- 上野原保護区保護司会や上野原地区更生保護女性会等の活動を支援することで、犯罪をした者等の再犯防止と円滑な社会復帰を促進します

2 更生への支援の充実

犯罪をした者等は社会復帰に向けて多くの課題を抱えており、社会復帰の困難さから再犯につながるケースが多くなっています。そのため、犯罪をした者が社会復帰できるように様々な支援を展開することが犯罪をなくす上で重要となります。

就労・住居の確保、保健医療・福祉サービスの利用の促進を通じて、更生への支援を充実していきます。

① 就労・住居の確保

- 生活困窮者相談員の設置や就労に対する相談の場を提供することで、生活

困窮者等に対する就労を支援します。

- ハローワーク、山梨県就労支援事業者機構等との連携や相談支援を通じた就労支援を行います。
- 市営住宅の情報提供等を通じた住居支援を行います。

②保健医療・福祉サービスの利用の促進

- 保護司や矯正施設等の関係機関と連携し、犯罪をした者等が適切な保健医療・福祉サービスを受けられるように支援します。
- 地域生活課題について相談に応じ、多分野連携による支援と地域ニーズの把握を行います。
- 生活困窮者自立支援事業等を通じて、犯罪をした者等の生活の安定を図ります。

第4章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

計画の推進にあたっては、国や県、社会福祉協議会をはじめとする関係機関、地域等との連携を図るとともに、庁内の関係各課の連携を強化し、横断的かつ重層的な施策展開を図っていきます。また、地域福祉の推進にあたっては、行政だけではなく、地域住民や地域における様々な関係機関の参画が必要不可欠となるため、地域共生社会の考え方にに基づき、様々な主体が地域福祉に参画できるような環境を整備して、計画を推進していきます。

2 計画の点検・評価

計画の点検・評価にあたっては、庁内関係各課で構成される会議や委員会等において施策の進捗状況を検証し、改善する仕組み（PDCAサイクル）を確立し、効率的・効果的に計画を推進していきます。

3 災害時・緊急時の対応

災害や感染症の流行等、災害時や緊急時においては、市が出す方針に従って計画の推進を図ります。